

岡南地区における干拓関連文化財を中心とした 水辺環境に関する基礎的調査

中国学園大学

中田 周作

岡山県

1. はじめに

本調査は、江戸期以降に干拓によって形成された岡南地区⁽¹⁾において、現在でも観察することができる干拓に関連する文化財に着目した。これにより、本地区における自然環境と干拓という人為的営為のせめぎ合いの中で成立している現在の環境を再考する手がかりとする。そのための方法として、干拓関連文化財に関する基礎的な調査を実施して、学校教育の教材とすることで、将来にわたって干拓関連文化財を伝えていくことを目指す。

今回の調査では、特に水路及び水門を基点としていく。そして、水質、水棲生物、水辺の遊びという3つの視点から水辺環境を包括的にとらえ、干拓という人為的な営みのもとに形成された水辺環境と地元住民の暮らしのつながりについて基礎的な調査を実施する。

2. 干拓史・干拓地の概略と調査対象地域

岡山市の南部地域は、江戸時代初期から大規模な干拓が始まった。干拓される以前は、広大な干潟や瀬戸の穴海(せとのあなうみ)と呼ばれた内海が広がっていた。江戸時代には、岡山藩等により干拓が進められていき、大規模に田地が作られていった。このころは、現在の岡山市南部地域の東部が中心であった。これは主として干拓技法の制約によるものであった。明治時代になると、現在の児島湖の北部から西部地域⁽²⁾での干拓が藤田組によって進められていった。そして、この藤田組の干拓計画は一部を残して⁽³⁾終了した。その後、当該地域での大規模な干拓は実施されていない。

今回の調査対象地域は、この明治以降に干拓された、いわば最も新しい干拓地が調査対象地域とした。この理由は、干拓の影響を受ける以前の環境下で生活をしていた人たちからの聴取調査が今なら可能であり、これを緊急の課題としなければならないと感じたからである。

3. 水路及び水門等の確認

今回の調査では、まず始めに、岡山市役所農業振興課より岡山市内の幹線農業用水路図の提供を受けた。そして次に、この水路図をもとにして当該区域を、浦安、都六区、錦六区に分けて幹線農業用水路を中心に干拓関連文化財を確認した⁽⁴⁾。そして残りの調査対象地域である岡山市に合併された旧灘崎町の北七区と西七区、及び玉野市の東七区、南七区については、児島湾七区土地改良区より資料提供を受けた。これらの資料については次に掲載するとおりである。なお、この地名に残っている「〇区」という地名は、干拓開墾計画の区画割りの名残である。これについては後掲の資料7に詳しい。



資料1 岡山市の幹線農業用水路図の一部（浦安。三、五区西部）

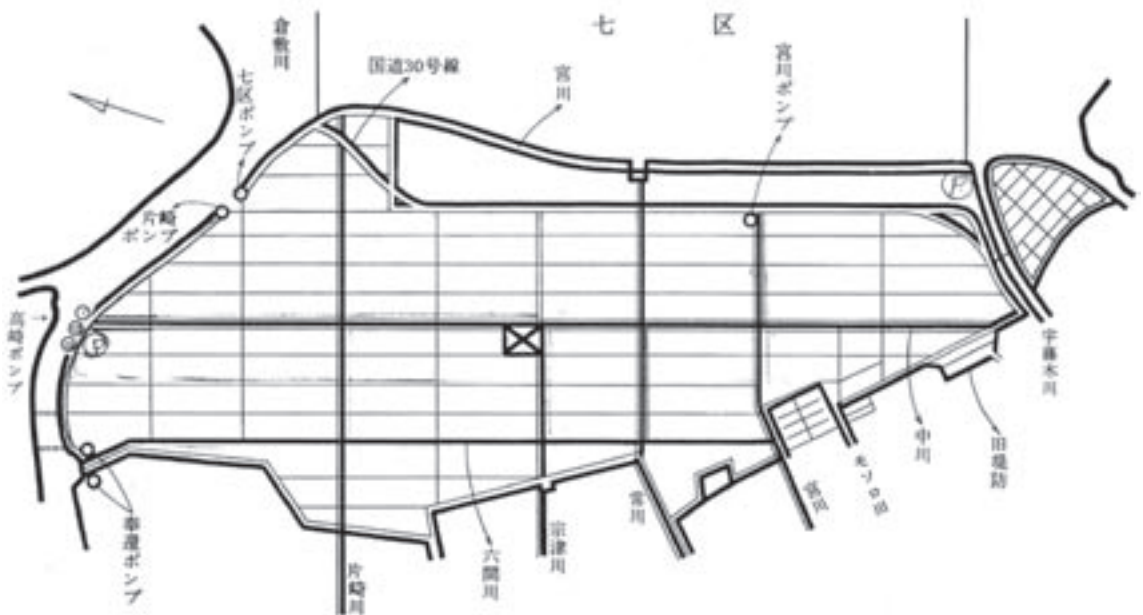


資料2 岡山市の幹線農業用水路図の一部（錦六区）



資料3 岡山市の幹線農業用水路図の一部（錦六区）

高崎土地改良区平面図



資料4 高崎地区の農業用水路図



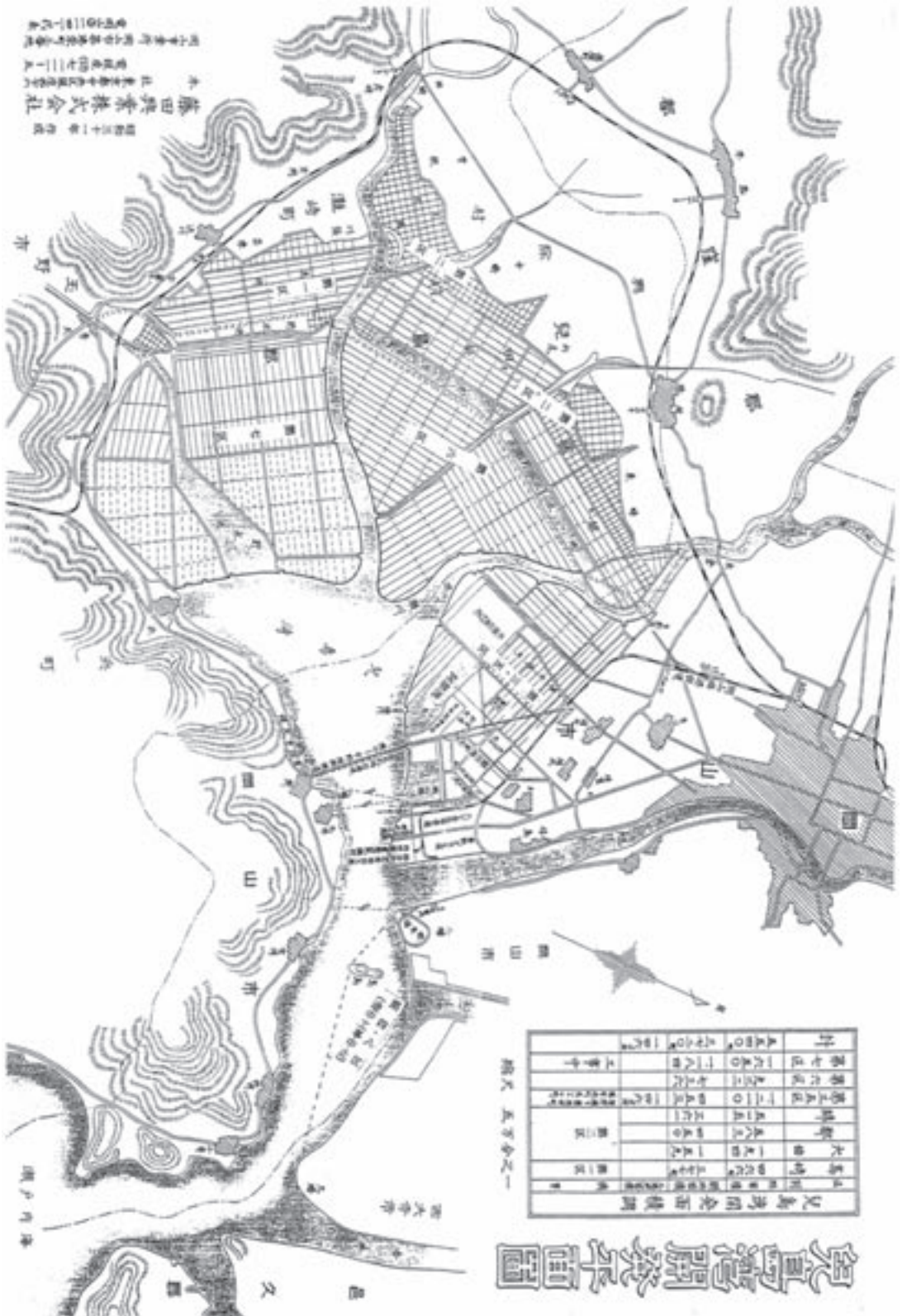
資料5 児島湾七区（旧灘崎町及び玉野市北部）用水路図

これらの資料をもとに当該地域をまわったとき、まず感じるのは、とにかく広いということである。当然のことながら、当該地域については、事前に知ってはいたものの、資料と合わせながら周回していると改めて本当に広いと実感できる。そして、残念なことに、干拓に関連する古い施設は、あまり多くない（資料8、9）。その理由は、当該地域を訪問すると、すぐに分かる。それは、この干拓地が、今、ここに住んでいる人たちの生活の場であり、干拓地そのものは人口造成地として管理を続けていかなければならない宿命を負っているからである。したがって、そこには、常に新しい技術による管理が導入されて行くことになる（資料10、11）。ゆえに、桜馬場樋門（さくらのばびもん）の移築保存のような取り組みが重要になってくるといえよう⁽⁵⁾。

水路名索引表			
A 区		C 区	
番号	水路名	番号	水路名
1	北1条幹線大用水路	1	北6条幹線中用水路
2	北2条 " 小 "	2	北10条 " 小 "
3	北4条 " "	3	北12条 " 中 "
4	西2番 " 中 "	4	" " 小 "
5	西4番 " "	5	東3番 " 中 "
6	澁崎増反準幹線用水路	6	東4番 " " "
7	宇藤木 " " "	7	北8条準幹線用水路
8	北3条 " "	8	北10条 " " "
9	西七区 " "	9	北11条 " " "
10	西1番幹線中排水路	10	北13条 " " "
11	西3番 " " "	11	北6条幹線小排水路
12	西5番 " " "	12	北8条 " " "
13	北3条 " 小 "	13	北9条 " " "
14	北5条 " 大 "	14	北10条 " " "
15	澁崎増反準幹線排水路	15	北11条 " " "
16	宇藤木増反 " "	16	東2番 " " "
17	北4条 " "	17	北13条 " " "
18	魔川地 " "	18	東1番 " 中 "
		19	東5番 " " "
B 区		D 区	
1	南1条幹線小用水路	14	八浜増反準幹線用水路
2	南2条 " " "	15	南2条幹線小排水路
3	南3条 " " "	16	南4条 " " "
4	西7番 " " "	17	南5条 " 中 "
5	南6条 " " "	18	西6番 " " "
6	南8条 " " "	19	南7条幹線小排水路
7	承水路添幹線小用水路	20	南9条 " " "
8	東7番幹線小用水路	21	東6番 " 中 "
9	泉屋準幹線用水路	22	東7番 " 小 "
10	脇浦 " "	23	大崎増反準幹線排水路
11	大崎増反準幹線用水路	24	南5条 " " "
12	恵崎準幹線用水路	25	承水路
13	承水路添準幹線用水路	26	東6番幹線小用水路

凡		幹線用水路
		準幹線用水路
例		幹線排水路
		準幹線排水路
		支線水路

資料6 児島湾七区(資料5)の用水路の名称一覧



資料 7 児島湾開拓開墾計画図



資料 8 (石積)



資料 9 (水門)



資料 10 (新しい水門)



資料 11 (水門の操作盤)

4. 教材としての干拓関連文化財の位置づけ

干拓関連文化財を教材化することの最も大きな意義は、以下の事項を次世代に伝達することである。第1は、現在の広大な農地が民間会社主導による干拓事業で造成されたという干拓事業そのものを伝えることである。第2は、この一連の干拓事業により自然環境と人々の生活は、どのように変化したのかということである。第3に、かつては肥沃な遠浅の内海であり生き物たちのゆりかごともいべき豊かな自然環境を破壊し、人間生活のみに有利な人工的環境を創出したことに関する考察である。

まず、第1の点についてであるが、一連の干拓関連事業は、ある意味、フォーマルな事業なので比較的よく記録に残っている。出版されているものから、個人所蔵のものまで様々である。また、いくつかの施設においては展示も行われている。しかし、これらに共通することは、当然のことではあるが、そもそも教材として整理されてはいないのである。したがって、教材としてアクセス可能な形式で整理蒐集することは、これからの課題であるといえよう。なお、この観点で最も利用されている教材は、干拓を実施した藤田伝三郎の伝記であろう。実際、藤田は干拓地を訪問したことは一度しかないともいわれている。しかし採算よりも国家の将来を見据え、また地元からの要望を受け入れ、干拓事業を決断し実行したことが大いに賞賛されている。実際のところ、このとき藤田が採算面のみを重視していれば、今現在も児島湾北部から西部地域は、遠浅の海のままであったかもしれない。

次に、自然環境および人間生活が干拓開墾事業によって、どのように変化したのかという点である。ここで最も大きなポイントは、干拓地域の自然環境に大きな影響を及ぼしたといわれる児島湾締切堤防の完成が昭和37年ということと、七区での干拓事業自体が昭和38年まで行われていたことである。つまり、大きな環境変化が生じた2つの事業以前の様子を体験している世代がまだ存命中なのである。この世代に対する聴取調査は、あと数十年のちには確実に困難になっていく。したがって、この世代に対する聴取調査や、個人蔵の資料を見せてもらうことは、まさに急務であるといえる。例えば、今現在であれば、小学生たちが自らの祖父母から干拓による環境変化以前の様子を聞くことすらも可能なのである。

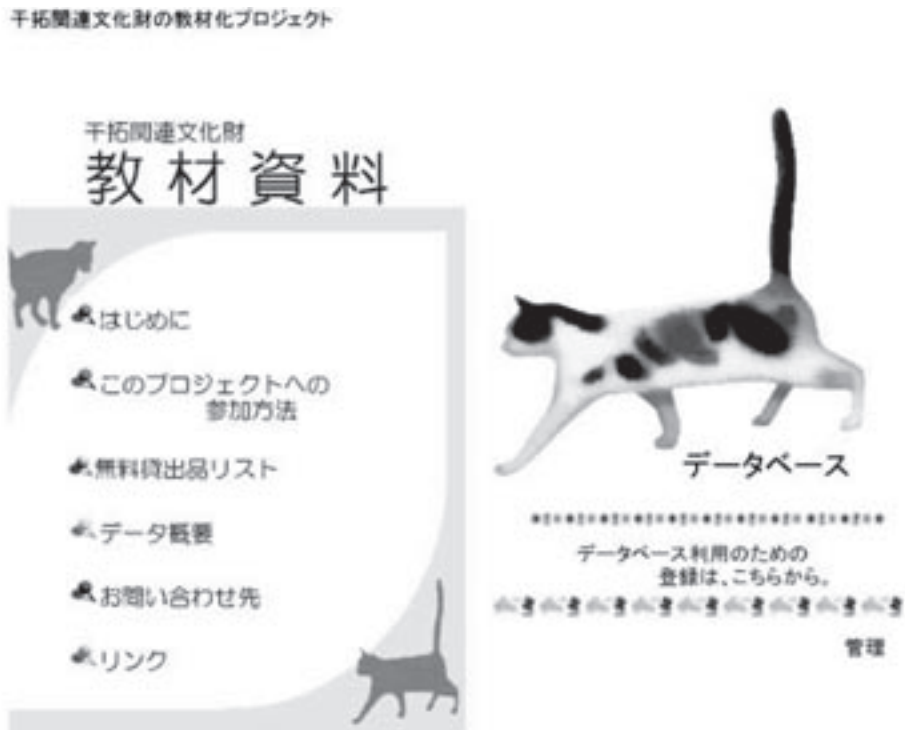
最後に自然環境と人間の営みとの共生に関する倫理的考察である。これは事例として干拓を取り上げる必然性はなく、様々な場面で発生する問題である。だが人類が避けて通ることのできない問題でもある。問題を具体的に捉えるためには、当該地域における自然環境を具体的にイメージした方がよい。ここで1つ手がかりとなるのは、干拓以前の環境下で漁業に従事していた経験を持つ人たちからの聴取調査である。彼らは、干拓および児島湾締切堤防の完成により、どちらかといえば生活の糧を奪われてしまった側の立場である。干拓は農業の立場からは大なる増産をもたらしたが、漁業者にとっては逆である。また、当時の子どもたちの遊びに関する聴取調査の結果からも、環境の激変を知ることができる。こうした聴取調査により当時の環境を明らかにするとともに、現在の環境に対しては実際に水質調査や水棲生物の調査を実施し、その結果を比較検討するような取り組みが重要なのではないだろうか。

5. 調査の連携に関する提案

こうした干拓関連文化財に関する取り組みについて、学校間やグループ間で情報を共有し活用するためには、インターネットを活用したいと考えた。そこで、資料12のようなサイトを作成した。現在も作成を進めているところであるが、ここから本報告書にも掲載したような水路に関する資料をダウンロードし、それぞれが作成した資料をアップロードできるようにする。

しかしここには大きな問題が存在した。それは地図に関する著作権である。現在、様々なサイトで地図情報が提供されている。それらをプリントアウトし、教材として活用することは困難なことではないだろう。だが、その地図データに自分たちが調べた事柄を記載し、再びネット上にアップし共有の情報にしようとする著作権の問題が発生する。もちろん金銭により解決する問題ではある。しかし、この取り組みを継続的に実施しようとするならば、やはり大きな問題となる。また、小学校教員からのアドバイスでは、学校で自由に使える予算は少なく、金銭面での学校負担をいかに減らすことができるのかということも継続面からは重要であることが指摘された。

そこで今回は、調査対象とした地域の画像ファイルを業者委託し、調査を実施する学校やグループが無料で利用し、調査結果などを地図上に掲載し再度ネット上にアップしても著作権上の問題が発生しないようにした（資料13, 14, 15, 16）。



資料12 作成したサイトのトップページ



資料 13 浦安地区



資料 14 錦六区



資料 15 都六区





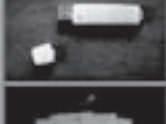
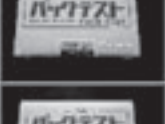

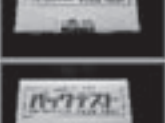









資料 16 七区

次に、調査で必要となる備品についても、調査を希望する学校に対して可能な限り無料で貸し出せた方が、学校としては参加しやすいというアドバイスを得た。これを受けて、デジタルカメラ、メモリースティック、カードリーダー、バインダー、あみ、バケツ、水槽、p hメーター、水温計、パックテスト、長柄ひしゃく、スローロープを無料で貸し出せるようにした。これらは、サイトより申し込むことが可能である（資料17）。

無料貸出リスト

(学校や研究機関等に申し込むことができます)

写真	品名	数量	写真	品名	数量
	デジタルカメラ	10台		パックテスト (化学の授業に 使用) COD	10台
	カードリーダー	10台		パックテスト (アミローム 使用) BOD	10台
	メモリースティック	10台		パックテスト (全日録体 用) NOD	10台
	バインダー	10台		パックテスト (試験体 用) AOD	10台
	あみ	10台		パックテスト (全日録体 用) PC4OD	10台
	バケツ	10台		水温計	10台
	水槽	10台		スローロープ	10台
	長柄ひしゃく	10台			

お名前

所属

メールアドレス

希望貸出期間 2008年 月 日 10時 2008年 月 日 10時

メッセージ

写真、漏れたり、お直ししたら、可能な範囲でよいのでお返しをお願いします。
 どうしても、お返しできない場合は、
 それから、お礼を送らせて頂いても、物のグループと手配が重なっていきると、希望に添えない場合も稀ですが、

資料17 貸出品のページ

6. 干拓開墾地域の水辺環境と子どもの遊びの安全確保

干拓開墾地域の水路は、決して安全な子どもの遊び場所とはいえない。まず農業用水の確保という至上命題があり、広大な干拓開墾地域の全てに水路を引かなければならない。ここには当然のことながら子どもの遊び場としての水路という視点はない。本章では、こうした水路を子どもたちの遊び場とすることの意義について検討する。

一般的に子どもの遊びを分析する上では、遊び方法、遊び場所、仲間集団、遊ぶ時間という4つの視点があるといわれている。ここでは遊びの方法と場所という視点を中心に、安全の確保という点にも注意を払うことにする。

まず、今現在の子どもの遊びに目を向けると、子どもたちは水路で魚とりや釣りをしている。聴取調査からは場所にもよるが、20-30歳代の人でも泳いだり船を浮かべたりして遊んでいた。こうしてみると水路での遊びは、水の中に入るような遊びから、水の外での遊びへと変化している。これは主として、地形と水質の2点の問題である。前者の問題点は、砂地で水底から水辺が緩やかであれば水の中で遊び易く、三方コンクリートになれば水の中には入り難いということである。当該地域の一般的な傾向として、干拓完了当時は水路が広く水辺が緩やかな場所も、その後の道路の拡幅工事によって水路が狭められ、結果として水路がコンクリートで固められてしまっている。昭和30年代の干拓事業終了以降の自動車の普及を考慮すれば、この道路拡幅工事は生活に必要不可欠であり、避けがたい環境変化の帰結である。先述の通り、この干拓地は生活の場そのものなのである。後者の水質という問題点は、水質汚染が進めば水の中に入って遊べなくなってしまうということである。この両者が原因となり、今現在は、水に入って遊んでいる子どもたちを見かけることはほとんどない。つまり、水の中に入って遊べる水辺の環境が消滅したのである。

しかし、水路には子どもの遊び場所として有利な点もある。それは、水路が干拓地全体に張り巡らされていることである。子どもの遊び場所は、子どもの生活圏内に存在していなければ日常の遊び場所とはならない。つまり子どもたちの日常の遊び場は、子どもの移動距離の中に存在する必要があるが、遠くに水質の良いところがあっても、それが必ずしも子どもの遊び場所となるわけではないのである。干拓地全域に存在する水路は、この点で大きな可能性を持っている。確かに、水門の周辺というのは子どもの遊び場所としては危険な箇所である。しかし、当該干拓地は広大であり水路も長い。子どもの水遊びが可能となるような場所を確保することは、そんなに困難なことではないだろう。干拓により造成された土地への愛着は、是非にも次の世代へと伝えたい。その第一歩は、干拓地特有の地形を利用した中での子どもの遊びから始めたい。

当該地の水辺での遊びを考えるうえで最も重要な課題は水質汚染であろう。少なくとも、この地域を見てまわった様子としては、仮に護岸工事を行い水辺で安全に遊べる場所を作ったとしても、この水の中で遊びたいとは誰も思わないだろう。また、干拓に伴い造成された人造湖である児島湖の汚染は極めて深刻であり、全国的なワーストランキングにも頻出している。児島湖は、児島湾の一部を締切堤防で海水を遮断し、干拓地の農業用水確保と塩害を防ぐことを目的として造成された。この第一義的な役割は、造成当時より現在まで十分に機能している。ただし、この締切堤防の造成により児島湖および児島湖に通じる水路の汚染が進んだと一般的に地元住民は理解している。干拓開墾地域の水質汚染に関す

る問題については、児島湖と一体で取り組む必要がある。また、当該地域は、岡山市街地の南部、つまり、河川の方角でいえば下流域にあたる。したがって、市街地の下水が全て集まる地域でもある。ゆえに、この水質問題は、干拓開墾地だけの問題ではなく岡山市もしくは岡山県全体で取り組まなければならない環境問題であり社会問題である。

7. まとめ

今回の取り組みでは、干拓地を縦横に走る水路と、人間生活の最初の位置づく子どもの遊びとの連携を見据えつつ、まずは、教材化を通して、子どもたちに意識的に干拓地の環境にふれてもらうことを試みた。理想としては、この地域の豊かな水路が子どもの遊び場として機能することであろう。しかし、現状としては、それを直ぐに望める状況ではない。また、干拓開墾地は日常生活の場であり、干拓によって造成されたことなど、普段はあまり気にすることがない。こうした普段の現状から理想へと向かう手段の1つとして教材化という方法を提案した。今後も、こうした取り組みを通して、自然環境と干拓という人為的営為のせめぎ合いの中で成立している現在を考え続けていきたい。

<注>

- (1) 本報告書でいう岡南地区は、岡山市南部地域を広域的に指す語として用いる。この語には明確な定義があるわけではないが、狭義に用いた場合、浦安地区やあけぼの町を中心とする三、五区を指す語として差し支えないようである。いずれにしても、当該地域において、厳密に地域を限定して用いられている様子はない。
- (2) 現在の地名でいうならば、岡山市のあけぼの町、浦安、錦六区、都六区、七区、玉野市の七区のあたりで、岡山市の旧臨港鉄道以南、国道30号線以东、玉野市七区以北の地域である。
- (3) 干拓開墾計画の区割りでいうと、第四区と第八区が中止された場所である（したがって、これらの場所は今も海である。場所は資料7参照）。
- (4) この水路図には、基幹水路に番号が振られており、それぞれに名前が付いている。その名称は以下の通りである。資料1（浦安地区）は計10の基幹水路があり、48：西川用水、63：相生川、64：十一番川、68：福成川、322：支線八番川、323：支線八番川、324：支線四番川、325：支線四番川、326：支線西町五番川、327：支線導水路である。資料2（錦六区）は計15の基幹水路があり、260：錦六区横1番川、261：錦六区横3番川、262：錦六区横5番川、263：錦六区横7番川、264：錦六区横9番川、265：錦六区横11番川、266：錦六区横12番川、267：錦六区横13番川、268：錦六区横14番川、269：錦六区汐廻川(1)、270：錦六区汐廻川(2)、271：錦六区汐廻川(3)、272：錦六区悪水川、273：錦六区東悪水川、274：錦六区妹尾川北沿川である。資料3は計14の基幹水路があり、279：都六区横1番川、280：都六区横3番川、281：都六区横5番川、282：都六区横7番川、283：都六区横9番川、284：都六区横11番川、285：都六区横13番川、286：都六区横15番川、287：都六区横17番川、288：都六区妹尾川南沿川、289：都六区軀津川、290：都六区縦1番川、291：都六区縦2番川、292：都六区汐廻川である。

- (5) 桜馬場樋門は、かつて国道 30 号線（この国道は、一、二区と六、七区の境界）と妹尾川の交わるところに柳馬場樋門（やなぎのばばひもん）と対になる配置で存した。明治 37(1904)年に完成したこの樋門は、昭和 16(1941)年という比較的早い時期に使われなくなり放置された。結果的には、これが幸いし施行当時の姿を現在までとどめることになった。そして、平成 16(2004)年に国道 30 号線の拡幅工事に伴い藤田スポーツ広場に移築された。干拓地は現在も多くの人たちが生活しており、生活の利便性を向上させるために国道拡幅工事は必要なものである。重要なことは、こうした生活の利便性を向上させていくことによって、干拓関連文化財を消失させてしまわないことである。桜馬場樋門移築は、住民の積極的な活動があり実現したものである。この事例は、今後、干拓関連文化財を保護していくにあたり大いに参照すべきである。